

災害対策等緊急連絡網運用要領

社団法人 兵庫県電業協会

平成16年4月1日施行

平成19年10月3日一部改正

1 運用の目的

本緊急連絡網は、地震・風水害・その他の災害で、広域的に被害が発生する恐れがある場合、又は広域的な被害が発生した場合に、被害防止及び応急対策のために運用する。

2 本部の立ち上げと会員への指示事項の伝達

- (1) 会長が上記の状況にあると認めた場合、協会事務局に災害対策本部（以下、「本部」という）を設置する。
- (2) 本部は、全会員に対して、FAXにより、必要な情報及び指示事項を一斉に送信する。又、追加の情報及び指示事項を伝達する必要がある場合は、電子メールにより送信する。

3 本部の体制及び責務

- (1) 本部は、本部長（会長）、副本部長（副会長）、技術・安全委員会、本部長補佐（専務理事）で構成する。
- (2) 本部は、県本庁の関係課及び国・市町の関係機関等（以下、「県関係課等」という）と連絡を密にして、指示事項を全会員に伝達すると共に、時間を指定して各会員に指示事項を受け取った旨（又は、指示事項に関する回答）を所属する地区長に報告するよう指示する。
- (3) 本部は、各地区長に指示して会員から地区の情報を収集し、各地区長からの報告に基づき情報を取りまとめるとともに、県関係課等に報告するものとする。
- (4) 本部は、災害時における機能復旧対策業務応援に関する協定（以下「防災協定」という。）に基づき、兵庫県から要請があったときは、地区長（代表地区長がおかれている場合は代表地区長）に復旧業務を行うよう指示する。

4 地区長の責務

- (1) 地区長は、所属する地区の会員から、本部からの指示事項を受け取った旨の報告（又は、本部の指示事項に関する回答）を確認し、指定された時間内に本部に報告するものとする。
- (2) 地区長は、所属する地区の会員から、本部からの指示事項を受け取った旨の報告がないときは、電話で確認するほか、電話が不通などで応答がない時は、当該会員の事務所へ赴くなど、あらゆる方法で会員の状況を確認し、本部に報告するものとする。

- (3) 地区長は、本部の指示に基づき、所属する地区の会員に指示して、地区内の状況について情報を収集し、速やかに本部に報告するものとする。
- (4) 地区長は、本部の指示に基づき、当該地区を所管する県民局、市町の関係機関等の行政機関（地区関係機関）との連絡調整にあたるものとする。

5 代表地区長の責務

- (1) 代表地区長は、本部からの指示事項を地区長に伝達すると共に、地区長からの情報を取りまとめ本部に報告する。
- (2) 代表地区長（代表地区長が置かれていない地区は地区長）は防災協定に基づき地区関係機関から要請があったときは、地区長を通じ会員に復旧業務を行うよう指示すると共に、この内容を本部に報告する。
- (3) 代表地区長は、本部の指示に基づき、地区長と連携して、地区関係機関との連絡調整にあたるものとする。

6 会員の責務

- (1) 会員は、本部の指示事項を受け取ったときは、直ちに所属する地区の地区長に対して指示事項を受け取った旨（又は、本部の指示事項に関する回答）を電話で報告するものとする。
- (2) 会員は、地区長からの指示に基づき、会員の所在地周辺地区の情報を収集し、速やかに地区長に報告するものとする。
- (3) 会員は、地区長からの指示に基づき災害協定に基づく復旧業務を行い、その結果を地区長に報告するものとする。

7 その他

- (1) 本部構成員、地区長及び会員が、情報収集のために経費を必要とするときは、本協会が負担する。
- (2) 会員が、被害防止及び応急対策のために関係機関等から工事を要請されたときは、当該会員と当該関係機関等との工事契約によるものとする。